

第1 監査の種類

財務監査及び行政監査

第2 監査の対象

交通局（工事）

第3 監査の着眼点

1 共通の着眼点

(1) 設計について

設計基準などに基づき、適正に設計図書（設計書、仕様書、図面）が作成されているかなど

(2) 積算について

積算基準などに基づき、適正な単価及び歩掛りを適用して予定価格が積算されているかなど

(3) 施工について

設計図書どおり施工されているかなど

(4) 検査について

適正に検査が行われているかなど

2 特に注意する着眼点

(1) 安全や事故防止等に配慮した設計及び工事監理がされているか

(2) 施設の機能が果たせるよう適切な維持管理がされているか

第4 監査の実施内容

1 実施時期

令和 3年 9月 1日から令和 4年 3月25日まで

2 実施方法

今回の監査では、交通局における令和元年10月 1日から令和 3年 9月30日までに完了及び同日時点で継続中の工事及び委託を次表のとおり抽出し、名古屋市監査委員監査基準に基づき、書類等突合、実査等を行った。

区分	件数			金額		
	監査対象 (件)	抽出 (件)	抽出率 (%)	監査対象 (百万円)	抽出 (百万円)	抽出率 (%)
工事	878	85	9.7	30,278	7,848	25.9
委託	1,138	13	1.1	13,797	650	4.7

第5 監査結果

前記第4のとおり監査した限りにおいて、以下のとおり一部に指摘すべき事項が見受けられた。

今後の事務執行にあたり、該当する事項の是正及び再発防止策を実施し必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、当該措置の内容を通知されたい。

なお、監査対象とした局が既に措置を講じたものについては、その内容を記載した。

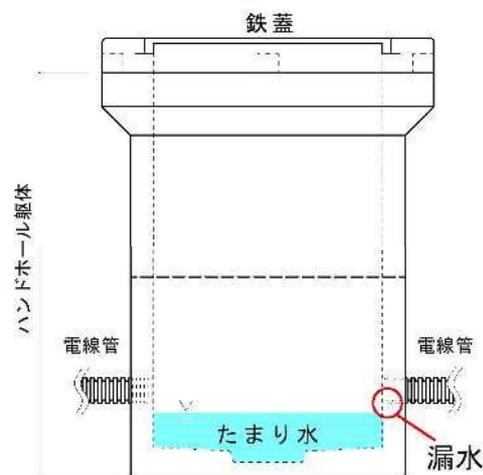
1 指摘

(1) 電線管路のハンドホールの設計について（設計）

市営バス事業の工事施工及び公的基準に関する事項については、名古屋市交通局自動車施設課の土木工事仕様書によるもののほか、名古屋市緑政土木局が定める土木工事標準仕様書（以下「標準仕様書」という。）に準じて行うものとしている。標準仕様書では、ハンドホール^(註)について、大きさ及び構造は、設計図書に示すとおりとし、車両その他の重量物の圧力に耐え、かつ、水が浸入しにくい構造でなければならないとしている。

「熱田バス回転場（仮称）新設工事（舗装工事）」では、回転場内に設置する照明への電線を引込むために地中電線管路を敷設し、ハンドホールを設置する工事を行っていた。設計図書でハンドホールの仕様を確認したところ、バスの回転場内に設置する施設であったにもかかわらず、小型乗用車までの荷重に対応する鉄蓋を設置する設計となっていた。また、施工状況について確認したところ、設計のとおり小型乗用車までの荷重に対応する鉄蓋を設置しており、

車両その他の重量物の圧力に耐える構造となっていなかった。さらに、ハンドホールと電線管の接続部の止水処理が不十分であったことから、漏水が発生し、水が浸入しにくい構造となっていなかった。



たまり水の状況

当該ハンドホールについては、安全な構造となるよう適切な措置を講じられたい。また、今後は、施設の設計、施工においては、安全で長期間の使用に耐えうる構造となるような設計とし、その施工監理についても適切に実施するよう努められたい。

なお、ハンドホールと電線管の接続部の漏水については、指摘に基づき令和3年12月に標準仕様書のとおり、水が浸入しにくい構造となるよう是正を行った。
(自動車施設課)

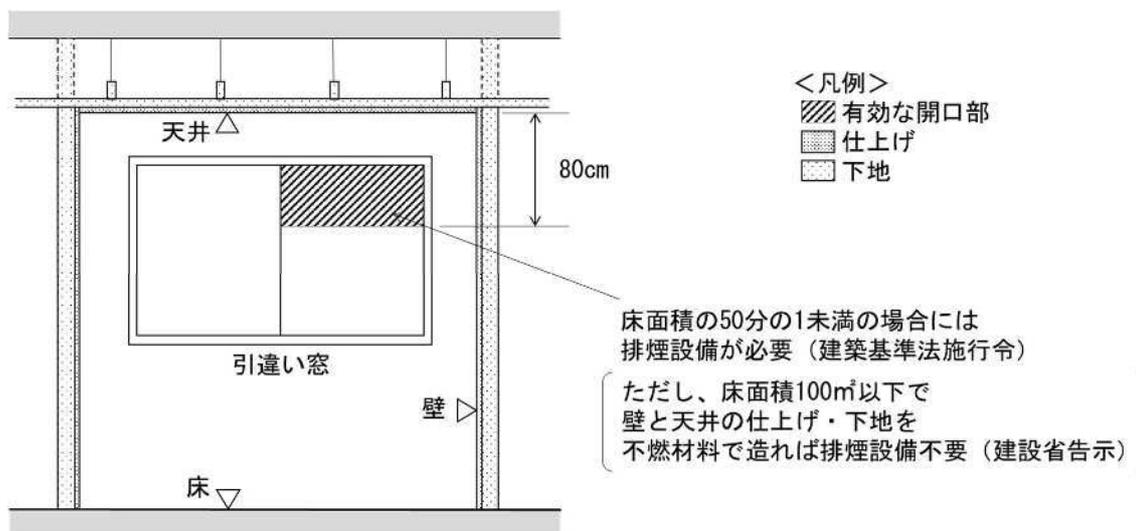
(注) ハンドホール

地中管路におけるケーブルの挿入や撤去、保守・点検等を行うために中継用として地中に設ける柵で、人が入ることを想定しないもの。

(2) 排煙設備に関する法令の不適合について (設計)

建築基準法施行令 (昭和25年政令第 338号) では、開放できる窓その他の開口部 (天井又は天井から下方80センチメートル以内の距離にある部分に限る。) の面積の合計が、当該居室^(注1)の床面積の50分の1未満の居室 (以下「排煙無窓居室」という。) には、排煙設備を設けなければならないと定めて

いる。ただし、「床面積が 100平方メートル以下で、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料^(注 2)でし、かつ、その下地を不燃材料で造った居室」については、国土交通大臣が定めるものとして、排煙設備の設置を免除できると定めている。(火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分を決める件(平成12年建設省告示第1436号))



排煙設備の設置が必要となる居室の例

「緑営業所の老朽化対策工事(建築工事)」では、事務所棟の改修工事を行っていたが、このうち仮眠室については、既存の一室を間仕切り壁で分割して新設し、床面積10平方メートル程度の広さで窓がなく排煙無窓居室となっていた。設計図書を確認したところ、仮眠室には排煙設備を設けておらず、かつ、天井の室内に面する部分の仕上げに準不燃材料^(注 3)を使用することとしており、法令に適合しない設計となっていた。また、施工状況について確認したところ、設計図書どおりとなっており、法令に適合しない状態となっていた。

当該仮眠室においては、法令に適合するよう是正されたい。また、今後、改修工事を実施する場合は、関係法令に適合することを十分確認し、適切な設計を行われたい。(営繕課)

(注 1) 居室

居住、執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のために継続的に使用する室

(注 2) 不燃材料

通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後二十分間有害な損傷等を生じない建築材料

(注 3) 準不燃材料

通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後十分間有害な損傷等を生じない建築材料

第6 意見

建築主事の審査を要しない改修工事における法令遵守について

交通局では、地下鉄駅構内のリニューアル、バス停留所施設の整備・改修など利用者の利便性を高める工事のほか、地下鉄構造物の耐震補強や老朽化した施設の改修など、安全・安心な公共交通とする工事を行っている。

今回の監査の結果、排煙設備に関する法令に適合していない事例が見受けられた。建築基準法（昭和25年法律第 201号）では、法で定める大規模な修繕などを行う場合は、工事に着手する前に建築主事に対して計画通知を提出する必要がある、建築基準法などの関係法令に適合しているか審査を受けることとなっている。一方、今回指摘を行った工事のように、改修工事の多くは計画通知の提出が不要で、建築主事の審査を受ける必要がないため、設計者において関係法令に適合しているか、より慎重に確認することが求められる。今回のような法令に適合しない設計のまま施工した場合は、地震や火災等が発生した時に、被害が拡大する原因となりかねない。

交通局においては、各職員が関係法令の一層の理解に努め、法令に適合する設計を行った上で、組織として十分に確認を行い、安全な施設の設計に努められたい。